

令和8年度 高尾山学園講師 募集要項

八王子市教育委員会では、不登校児童・生徒のための学校である高尾山学園の講師を募集します。

■職種 高尾山学園講師（会計年度任用職員専門職）

■業務内容 中学校教科指導及び学校行事等の指導補助

■募集人数 若干名

■受験資格 数学の中学校教員免許状をお持ちの方、令和7年度末取得見込の方

➤ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・八王子市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 任用開始日は、原則、令和8年4月1日とするが、状況によって相談に応じます。

※ 任期の終了後は、人事評価による客観的な能力検証を踏まえ、再度の任用を決定します。（ただし、懲戒処分を受けた者、欠勤等の日数が一定水準を超えた者は人事評価による再度の任用はできません。）

■勤務日・時間 月・火・木・金の週4日、8：30～17：00（1日7.5時間勤務）

※特別な場合を除き、週休日・祝日・年末年始の休日は勤務を要しません

※特別な場合を除き、所定労働時間を超える労働はありません

地震や台風等の災害が発生した場合、職務実態に応じて災害時における補助的な事務を行います。

■勤務地 八王子市立高尾山学園（八王子市館町1097番地30）

■報酬等 報酬 221,000円（令和7年12月現在）、（市の報酬基準により決定）

諸手当（通勤手当・期末手当・勤勉手当） 市規定により支給します。

退職金 なし

■社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険適用

- 選考方法
- ・書類（履歴書・作文）及び面接による総合的な審査を行います。
なお、書類審査（第一次審査）を通過された方についてのみ面接（第二次審査）を実施します。
 - ・面接は、令和8年2月19日（木）にハ王子市教育センターで実施します。
時間等の詳細については、後日連絡します。

- 申し込み
- (1) 履歴書（HPより所定の書式のものをダウンロードして、3か月以内に撮影した写真を貼付、ホチキス止めはしない)
※必ず、日中の時間帯につながる連絡先をご記入願います。
 - (2) 教員免許状の写し ※免許更新を要する方は、確認証明書の写し
 - (3) 作文（所定の用紙に 1,200 字以内、ホチキス止めはしない）
題目：「不登校児童生徒への支援と学習支援の在り方について」
 - (4) 一次審査結果返信用封筒（長3封筒に住所・氏名を記入し 110 円切手貼付）

以上を、2月2日(月)から9日(月)の間(9日は正午まで)に高尾山学園内教育指導課に郵送または持参（土・日を除く）してください。履歴書等は返却いたしません。

- その他
- ・地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信
用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用され、かつ、
懲戒処分等の対象となることがあります。
 - ・この試験において市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は
一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

■問い合わせ・申し込み先

ハ王子市教育委員会 教育指導課 支援・相談担当 登校支援チーム
〒193-0944 ハ王子市館町 1097 番地30 ハ王子市立高尾山学園内
電話 042-663-3216